

徳島県規則第五十三号

。 徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和四年十二月二十三日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

徳島県未来創生文化関係手数料条例施行規則（令和二年徳島県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第二条中「から十一の項まで」を「及び十の項」に改める。

附 則

この規則は、令和五年三月二十七日から施行する。